

## 令和7年度労働者派遣による建築設計等実務補助業務仕様書

### 1 業務の実施場所

八尾市教育委員会事務局教育施設課（八尾市本町 1-1-1 本館 7階）及び八尾市所有の建築物

### 2 契約期間

令和7年6月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで

### 3 派遣人数、基本業務及び必要資格等

【人数】 1名

【業務内容】

1. 八尾市が管理する各施設の工事及び設計業務に伴う調査、資料作成
2. FM管理システムによるCAD情報、工事情報、工事図面などの分析・整理・入力
3. 建築工事に伴う諸官庁提出書類作成、書類作成に伴う現地調査
4. 建築工事及び建築設計業務により提出された図書、写真、現場関係書類の収集、分析、確認、修正及び整理
5. 工事等に伴う伝票処理
6. その他、上記に関連する業務

※現地ででの現場調査には公用車を使用（運転含む）

【必要資格等】

次の①又は②のいずれかの条件を有すること。

- ①・2級建築士以上の資格を有すること。
  - ・建築物の設計または監理業務について併せて3年以上の実績があること。
  - ・OA機器による作業ができ、Auto-CADまたはJWW-CADを使つての2年以上の建築設計の実績があること。
  - ・普通自動車運転免許取得の保有期間が1年以上、運転経験が1年以上あること。
- ②・大学及び専門学校等において建築の課程を修了し、建築物の設計または監理業務について併せて5年以上の実績があること。
  - ・OA機器による作業ができ、Auto-CADまたはJWW-CADを使つての2年以上の建築設計の実績があること。
  - ・普通自動車運転免許取得の保有期間が1年以上、運転経験が1年以上あること。

### 4 応募申込手続

詳細については、「令和7年度労働者派遣による建築設計等実務補助業務の条件付一般競争入札参加資格審査申請手続」（八尾市告示第227号4，5）を参照のこと。

### 5 契約形態

就労総時間数が確定できないため、単価契約とする。

### 6 基本的な勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日
- (2) 勤務時間 8時45分から16時45分まで（休憩時間：正午から45分間）
- (3) その他 業務の都合によりこれによりがたい場合は、派遣会社と協議のうえ別途定める。

## 7 休日

- (1) 日曜日・土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (4) 業務の都合によりこれによりがたい場合は、派遣会社と協議のうえ別途定める。

## 8 個人情報の保護等

地方行政事務に携わる上で、個人情報の取り扱いについては、十分に注意するとともに、個人情報の保護については、派遣会社はもとより、派遣される各個人においても八尾市個人情報保護条例第12条第2項による守秘義務が課せられており、この規定に違反して個人情報を漏らした者及びその使用者には、同条例の規定により懲役又は罰金が科せられることを十分に理解していること。契約書には別紙「労働者派遣契約上の措置例」の内容を盛り込むこと。

## 9 派遣労働者の待遇

登録を行っている会社においては、派遣労働者に対して、社会保険の加入等、労働基準法等関係法令を遵守していること。

## 10 単価について

交通費・社会保険料事業主負担分・その他必要経費等を加味したうえで総額を算出したものを、派遣期間（上記「7 休日」に定める日を除く）の日数及び1日の時間数（7.25 時間）で除した金額を時給とする。

## 11 その他

- (1) 制服、ヘルメット及び更衣ロッカー等、業務に必要な装備・設備については、必要に応じて八尾市が貸与する。
- (2) 派遣労働者は、エクセル・ワード・電子メール等の基本的なパソコン操作ができること。
- (3) 派遣労働者は、迅速かつ的確な書類チェック及びファイリングができること。
- (4) 派遣労働者は、コミュニケーション能力が高く、一般的な窓口・電話応対ができること。
- (5) 派遣労働者は、集中力があり、緻密な作業に耐えることができること。
- (6) 契約に必要な経費は、すべて派遣会社が負担すること。
- (7) 契約期間中は同一者の派遣を原則とする。ただし、やむを得ない事情により同一者の派遣が困難となった場合は、期間をあけることなく仕様に基づく労働者を派遣すること。